

IASB会議報告(第105~106回会議)

国際会計基準審議会理事

※ IASB: 国際会計基準審議会



IASB本部ビル(ロンドン)

IASB (国際会計基準審議会) の 第105回会議が、2009年12月15日と 18日の2日間、また、米国財務会計 基準審議会(FASB)との合同会議 が12月16日と17日にロンドンの IASB本部で開催された。また、第 105回会議で議論しきれなかったリー ス及び保険会計の2つのプロジェク トに関する議論を行うための第106 回の臨時会議が、2010年1月5日に

テレビ会議で開催された。

第105回会議でのIASBの議論では、 ①退職後給付、②IAS第37号(引当 金、偶発債務及び偶発資産)の改訂、 ③認識の中止、④排出量取引、5発 効日、⑥保険会計、⑦IFRS第5号 (廃止事業)の改訂、⑧金融商品 (金融負債の分類と測定に関する関 係者との各種会合の結果報告)、⑨ ジョイント・ベンチャー及び⑩財務 諸表の表示(FASBとの合同会議の 報告でまとめて報告)が議論された。

一方、FASBとの合同会議では、 ①収益認識、②財務諸表の表示、③ リース、14保険会計、15金融商品の 資本と負債の区分、⑯公正価値測定、 ①概念フレームワーク (測定)及び (18IFRS第5号(廃止事業)の改訂の

検討が行われた。合同会議では、教 育セッションとして、連結(IASB の支配モデルに関する議論) 及び金 融商品(ヘッジ会計に関する関係者 との各種会合の結果の説明) が取り 上げられた。

IASB会議には、理事14名が参加 した(ウォレン・マグレガー氏は欠 席)。FASBとの合同会議には、 FASBのボードメンバー全員が参加 した。本稿では、これらのうち、① から⑥及び⑪から⑭までの議論の内 容を紹介する。

第106回会議では、2009年12月会 議で議論が終了しなかった、①リー ス及び②保険会計に関する論点が議 論された。

第105回会議(2009年12月15日と18日)

退職後給付

これまでの議論で、給付建制度に 関連する年金費用を、雇用の構成要 素(勤務費用)、財務の構成要素(利 息費用)及び再測定の構成要素(給 付建債務に係る数理計算上の差異及 び制度資産に係る収益の総額)に分 解することが暫定合意されている。 さらに、2009年11月の会議では、再 測定は、その他包括利益(OCI)で認 識することとするが、どのようなも のを再測定に含めるかについては、

さらに検討することが暫定合意され た。

再測定の構成要素については、既 に2009年2月の会議で、①給付建債 務に係る数理計算上の差異及び②制 度資産に係る収益の総額を含めるこ とが暫定合意されている。しかし、

再測定に含まれるこの 2 つの要因に 関し、①「給付建債務に係る数理計 算上の差異」については勤務費用の 見積りの変更を再測定とすべきかど うかの取扱い、そして、②「制度資 産に係る収益」については制度資産 の利息収益の一部を当期純利益で認 識すべきかどうかについて議論が行 われた。

なお、これまでの議論で暫定合意 されている事項は、次のとおりであ る。

- (a) 年金費用のすべての構成要素を、 それらが生じた期間に認識する (すなわち、IAS第19号(従業員給 付)で規定されているコリドール 及びコリドールの超える数理計算 上の差異を残存勤続年数で償却す るという遅延認識の選択肢を廃止 する)。
- (b) 包括利益計算書上、年金費用を、 雇用の構成要素(勤務費用)、財 務の構成要素(利息費用)及び再 測定の構成要素(給付建債務に係 る数理計算上の差異及び制度資産 に係る収益の総額) に分解して表 示する。
- (c) 包括利益計算書上、雇用の構成 要素(勤務費用)及び財務の構成 要素(利息費用)を当期純利益に 含めて表示するが、再測定の構成 要素はOCIで表示する。

(1) 勤務費用の見積りの変更の取扱い

既に触れたように、再測定には、 給付建債務に係る数理計算上の差異 及び制度資産に係る収益の総額を含 めるという暫定合意がなされている が、「給付建債務に係る数理計算上 の差異」には、①利回りの仮定の変 動によって生じる数理計算上の差異 と、②離職率などその他の仮定の変 動によって生じる数理計算上の差異 の双方を含めることも2009年2月に 暫定合意されている。しかし、2008 年3月に公表されたディスカッショ ン・ペーパー(IAS第19号従業員給 付に対する改訂に関する予備的見解) では、「その他の仮定の変動によっ て生じる数理計算上の差異しは、勤 務費用に含めることとし、再測定に は含めない見解を採っていた(した がって、再測定に含められるのは、 利回りの仮定の変動によって生じる ものに限定される)。

このように2つの見解があり、さ らに、再測定はOCIで表示すること が暫定合意されたため、「その他の 仮定の変動によって生じる数理計算 上の差異」を再測定に含めるか、勤 務費用に含めるかで当期純利益が影 響を受けることになる。そのため、 この取扱いが議論された。

議論の結果、「給付建債務に係る 数理計算上の差異」をさらに2つの 要素に分解することは恣意的に区分 される可能性があり、そして、複雑 な会計処理となるという点が改めて 確認され、両者を分けずに、「その 他の仮定の変動によって生じる数理 計算上の差異」を含めた「給付建債 務に係る数理計算上の差異」すべて を再測定に含めるという2009年2月 の暫定合意が確認された。

(2) 制度資産の利息収益

2009年2月の暫定合意に基づいて、 制度資産に係る収益をすべて再測定 に含め、さらに、再測定をOCIで表 示することにすると、制度資産から 生じる収益は全く当期純利益に反映 されないこととなってしまうため、 制度資産から生じる収益の一部を当 期純利益に反映させるべきかどうか について議論が行われた。

スタッフからは、制度資産からの

収益の一部を当期純利益で認識する のであれば、現行のIAS第19号の規 定を変更せずに、制度資産の期待収 益を当期純利益で認識すべきである との提案がなされた。

議論の結果、スタッフの提案に代 え、給付建債務(又は資産)の純額 に対して優良社債の金利を適用して 計算した純利息収益を、当期純利益 に含めることが暫定的に合意された。 この結果、制度資産に係る収益のう ち、当期純利益に含まれる純利息費 用(収益)の計算に含められた制度 資産の収益を除いた金額はOCIで表 示されることとなる。

IAS第37号の改訂

IAS第37号の改訂では、測定に関 する部分に限定して再公開を行うこ とが暫定合意されている。今回、そ の公開期間の長さについて議論が行 われた。

議論の結果、90日の公開とするが、 イースターと重なるため、2010年4 月12日を期限とすることが合意され た。公開草案は、2010年1月5日に 公表された。

なお、これまでの議論を反映した 基準は、IAS第37号の改訂版とする のではなく、新たなIFRSとするこ ととされているが(IAS第37号は廃 止される)、その最終版に近いドラ フトは、2010年2月にはIASBのホー ムページで公開される予定である。

認識の中止

今回は、2009年3月に公表された 公開草案「認識の中止 (Derecognition)」のうち、金融負債の認識の 中止に関連する契約の変更について

議論が行われた。具体的には、①金 融負債の修正 (modification) と消 滅 (extinguishment)、②修正と消滅 の会計処理及び③金融負債の消滅と して取り扱われる契約の修正の会計 処理(債務者と債権者における会計 処理の対称性)について議論が行わ れた。

(1) 金融負債の修正と消滅

IAS第39号(金融商品:認識及び 測定)では、負債金融商品 (debt instruments) の借手と貸手との間で の著しく異なる条件(substantially different terms) による交換 (契約 変更)は、元の金融負債の消滅と新 しい金融負債の認識(発生)として 会計処理しなければならないとされ ている。また、現存する金融負債又 はその一部分の条件の大幅な修正 (substantial modification) も元の金 融負債の消滅と新しい金融負債の認 識として会計処理しなければならな いとされている (第40項)。また、 適用ガイダンスでは、新たな条件が 大幅に異なるものとされるのは、新 たな条件によるキャッシュ・フロー の割引現在価値(受取手数料を控除 後の支払手数料を含み、当初の実効 金利で割り引く)が、当初の金融負 債の残りのキャッシュ・フローの割 引現在価値と、少なくとも10%異な る場合であるとされ、いわゆる10% 基準が採用されている(AG62項)。

今回、どのような契約の変更が 「大幅な変更(ここでは、負債金融 商品の条件の修正と、新旧の負債金 融商品の交換の両方を含む)」に該 当すると判断すべきかについて議論 が行われた。

スタッフからは、次の4つの代替 案が提示された。

代替案A:キャッシュ・フローの現

在価値の10%の変化を用 いる現行の基準を維持す る案

代替案B:キャッシュ・フローの現 在価値の10%の変化では なく、公正価値の10%の 変化を用いる案

代替案C:原則主義に基づく定性的 及び定量的アプローチを 用いる案(債務の性質の 変化と数量的な規準とを 組み合わせる案)

代替案D:原則主義に基づく定性的 アプローチを用いる案 (元の契約が表象する投 資の性質の変化に注目す る案)

議論の結果、代替案CとDを合わ せた次のような場合には、「大幅な 変更」があったと判断することが暫 定的に合意された。

- (a) 新規又は修正後の契約キャッシュ・ フローのタイミング、金額あるい は不確実性が、元の契約のものと 相当に異なる (substantially different)。又は、
- (b) 変更が、借手の債務の性質又は 契約が表象する投資の性質を変化 させている。例えば、次のような 状況が起こっている。
 - ・ 元本又は金利の表象されてい る通貨の変更
 - 偶発的な利子又は増価共有 (shared appreciation) の特徴の 追加又は削除
 - 清算時の優先度、投資のラン クの変化
 - 変動金利から固定金利(又は その反対) への変更
 - ・ 企業の他のクラスの債権者の 同意を必要とするような変更
 - クロス担保条項の追加又は削除

期限前返済条項又は期限前返 済プレミアム条項の追加

(2) 修正と消滅の会計処理

上記(1)に基づいて、例えば、契約 の変更が、元の負債金融商品の消滅 及び新規の負債金融商品の認識と判 断された場合、その判断以降の会計 処理をどのようにするかがここでの 論点である。ここでは、消滅 (extinguishment accounting)、修正 (modification accounting)、部分的消滅 (partial extinguishment accounting), そして、債務の株式化取引(debt for equity swap) と判断された後の、 それぞれの会計処理が議論された。

① 元の負債金融商品の消滅の会計 処理

議論の結果、次のように会計処理 することが暫定的に合意された。

- (a) IAS第39号と同様、負債金融商 品の消滅の会計処理は、次のとお りとする。
 - 元の(修正前の)負債の認識 の中止を行う。
 - 新規又は修正された負債を新 しい負債として認識し、公正価 値で当初測定する。
 - ・ 認識が中止された負債の簿価 と支払われた対価の差額を、損 益として認識する。
 - 発生した費用又は手数料は、 損益として認識する。
- (b) 消滅に関連する費用又は手数料 の会計処理は、次のとおりとする。
 - 負債金融商品の条件の変更又 は1つの負債金融商品を、他の 負債金融商品と交換する取引に 際して発生したすべての費用又 は手数料は、企業が新たな負債 の発行に直接帰属する部分とし て識別できない限り、損益とし て認識しなければならない。

- 企業が、費用又は手数料の一 部を新たな負債の発行に直接帰 属するものとして識別する場合 には、IAS第39号の当初及び当 初認識以降の測定ガイダンスに 従って処理しなければならない (取得原価に加算し、その後、 実効金利法を用いて償却原価で 測定)。
- この決定を行うに当たっては、 企業は、取引に関連するすべて の関連性ある事実及び状況を勘 案しなければならない。

② 修正の会計処理

議論の結果、次のように会計処 理することが暫定的に合意された。

- (a) IAS第39号と同様、負債金融商 品の修正の会計処理は、次のとお りとする。
 - ・ 元の(修正された、又は、交 換された) 負債の認識を継続す
 - ・ 費用又は手数料の分だけ当該 負債の簿価を調整する。
 - 負債の期間にわたって新しい 簿価を償却する。
- (b) 修正に伴って新しい実効金利 (EIR: Effective Interest Rate) は、 再計算しない。すなわち、改訂さ れた将来キャッシュ・フローの見 積りを当初のEIRを用いて割り引 いて計算された簿価と従前の簿価 との差額を、その時点で損益とし て認識する(調整額を損益として 認識せずに、EIRを再計算して新 しい簿価を満期までの間に償却す る方法は採用しない)。

③ 部分消滅の会計処理

議論の結果、金融負債の一部を買 い戻すことによる部分的な消滅の会 計処理は、次のようにすることが暫 定的に合意された。

IAS第39号と同様、元の負債の簿 価を、「継続して認識する部分」と 「認識を中止する部分」に、それぞ れの公正価値に基づいて按分し、次 の両者の差額を損益として認識する。

- 認識が中止される部分に按分さ れた簿価
- 認識が中止される部分に対して 支払われた対価

④ 債務の株式化の会計処理

債務者と債権者が金融負債の条件 を再交渉し、債務者が持分金融商品 (equity instruments) を債権者に発 行することで、当該負債をすべて又 は部分的に消滅させることがある。 こうした取引は、債務の株式化 (debt for equity swap) と呼ばれる。 この問題は、既に、IFRIC第19号 「持分商品による金融負債の消滅 (Extinguishing Financial Liabilities with Equity Instruments)」で取り扱 われており、これを公開草案に取り 込むことが暫定的に合意された。合 意された取扱いは、次のとおりであ る。

- (a) IAS第39号の金融負債の認識の 中止では、認識が中止された金融 負債(又はその一部)の簿価と支 払われた対価との差額を損益とし て認識しなければならないとされ ているが(第41項)、その「支払 われた対価」には、金融負債を消 滅させるために発行される持分金 融商品の「対価」が含まれなけれ ばならない(すなわち、「支払わ れた対価」は、現金や金融資産に 限定されず、持分金融商品を用い た場合にも支払いが行われたとみ る)。
- (b) 持分金融商品が金融負債の消滅 のために発行される場合には、当 該持分金融商品は、当初認識時に

- は公正価値で測定されなければな らない。
- (c) 消滅する負債の簿価と発行され る持分金融商品の公正価値の差額 は、損益として認識されなければ ならない。なお、支払われた対価 の公正価値(簿価ではない)と消 滅した金融負債の公正価値との間 に差額があれば(すなわち、等価 の公正価値による交換ではない場 合には)、当該差額は、消滅した 金融負債以外の要素に対する対価 の受払いと考えられるので、当該 要素が、資産又は負債としての認 識要件を満たしている場合には、 これらを資産又は負債として認識 し、損益として認識される金額は、 当該資産又は負債として認識され た金額を控除した後の金額となる。

(3) 債務者と債権者の会計処理の対 称性

契約の修正によって、金融負債の 条件の相当な修正が行われた場合に は、債務者には、元の負債の認識を 中止し、新たな金融負債を認識する ことが求められている。しかし、債 権者が保有する金融資産には、条件 の相当な修正が行われた場合に元の 金融資産の認識の中止を行い、新た な金融資産を認識するという会計処 理は求められていない。金融資産に は、譲渡を行った時点と減損がある と判定されたときに、認識の中止を 行う規定が適用されるのみである。 このように、金融負債の債務者の認 識の中止と、それを金融資産として 保有する債権者の認識の中止の会計 処理には対称性がない。両者の会計 処理に対称性が求められるべきかど うかが議論された。

議論の結果、金融資産のすべて又 は一部の修正及び認識の中止の会計 処理が、金融負債に対するものと同 じとなるようにすることが暫定的に 合意された。

排出量取引

2009年11月に引き続き、任意のキャッ プ・アンド・トレード・スキームに おける排出量取引に関する議論が行 われた。今回は、排出枠(emission allowance) を実際に受け取る前に 有している「排出枠の配分を受ける 権利」が、いつ資産の定義を満たす かについて、議論が行われた。

任意のキャップ・アンド・トレー ド・スキームに参加すると、企業は、 コミットメント期間に排出する各排 出単位に対して、1単位の排出枠を 支払う義務を負う。この義務と引き 換えに、企業は、排出枠の配分を受 ける権利を取得する。スキームの管 理を容易にする観点から、コミット メント期間は、通常1年の遵守期間 (compliance period) に分割される ことが多い。この場合、毎年、遵守 期間の期初に排出枠の配分を受け、 遵守期間中の排出量を相殺するため に、遵守期間の末尾に、排出枠を支 払うこととなる。また、将来の遵守 期間に排出枠を受領する権利は、企 業が温室効果ガスを排出する事業を 継続することが条件となっている。

この将来排出枠を受領する権利が、 いつ資産の定義を満たすかについて、 次の2つの見解があり、それについ て議論が行われた。今回は、結論を 出すことはせず、議論だけが行われ た。

次の例が検討された。企業は、5 年にわたって、500の排出枠を受領 する(毎年100受領)。これを受領す るためには、前年に温室効果ガスを

排出する事業を行っていることが条 件となる。その事業継続条件として、 ①前年に3か月以上事業を停止する と事業継続条件を満たさなくなる場 合と、②前年に操業能力の50%未満 の操業しかしない場合には事業継続 条件を満たさなくなる場合が検討さ れた。

- (a) 見解1:企業は、排出枠を受領 する権利に関連する偶 発性がなくなるまで資 源(排出枠受領権)を 支配していないと考え る見方。
- (b) 見解 2:「企業が指定された行 動(例えば、ある一定 レベルの温室効果ガス の排出)を行うと排出 枠を受領することとな る」という権利を有し ているだけで、企業は、 資源を支配していると 考える見方。当該権利 は、オプションであり、 企業は特定の行動をす ることで、そのオプショ ンを行使すると考え る。

見解1は、さらに2つに分けるこ とができる。すなわち、①企業が条 件を満たす可能性が確からしくなっ た時点で、資源に対する支配を獲得 すると考える見方(見解la)と、 ②企業が実際に条件を満たした時点 で、資源に対する支配を獲得すると 考える見方(見解1b)である。見 解1aによると、企業が、継続企業 (going concern) であれば、任意の キャップ・アンド・トレード・スキー ムに参加した時点で(5年間以上操 業を続けると予想できるので)、5 年分の排出枠を資産として認識でき

る可能性がある。一方、見解1bに よると、「前年に3か月以上事業を 停止すると事業継続条件を満たさな くなる場合」では、事業年度を1月 から12月までとすると、9月まで操 業を続けると翌年の排出枠を受領で きることになるので、この時点で、 翌年の排出枠100を資産として認識 できる。一方、「前年に操業能力の 50%未満の操業しかしない場合には 事業継続条件を満たさなくなる場合」 には、半年間操業を続けると、この 条件を満たすと考えられるので、6 月末の時点で、翌年の排出枠100を 資産として認識できることになる。

見解2は、資源はオプション(将 来の排出枠を受領できるオプション) と考え、条件を満たす前でも、企業 は、当該オプションを支配している と考える。オプションは、過去の事 象(排出枠の割当て)の結果として 生じており、当該オプションに対す る企業の権利は、決算期末時点で存 在しているため、資産として認識で きると考える。このため、任意のキャッ プ・アンド・トレード・スキームに 参加した時点で、5年分の排出枠を 受領できる権利を取得したと考え、 500の排出枠を取得できるオプショ ン(500の排出枠そのものではない) を、資産として認識することになる。 見解2の下では、事業継続条件はオ プションの資産認識に影響しないこ ととなる。

5 発効日

今後2011年6月までの間に新しい IFRSが相次いで公表されるスケジュー ルとなっているが、それらのIFRSが 十分な時間的余裕を持って適用され るようにするために、個別のIFRSご

とに発効日の詳細をすべて決めるの ではなく、今後新規に発行される IFRS全体に適用される発効日に関 する原則的取扱いを整理するための 議論が行われた。

議論の結果、次の点が暫定的に合 意された。

- (a) 今後の新基準からは、適用を開 始する日を示すこととし、適用さ れる事業年度の終了日を示すこと はしない。すなわち、今後は、あ る特定の日以降に開始する事業年 度から適用を開始するという表現 とし、ある特定の日に終了する事 業年度から適用を開始するという 表現はやめる。
- (b) 発効日として指定する特定の日 は、1月1日と7月1日のみとする。
- (c) 2010年に完成する主要プロジェ クトの発効日は、2012年1月1日 より早くはしない。
- (d) 2011年に完成する主要プロジェ

クトの発効日は、2013年1月1日 より早くはしない。

なお、これ以外に、経過措置の設 定及び表現をどのようにするかにつ いては、今後、スタッフが検討する こととされた。

保険会計

今回は、新たに設定されたIFRS 第9号(金融商品)の下で、保険負 債を担保するために保有される金融 資産が、当期純利益を通じて公正価 値で認識されない(すなわち、OCI で認識される)場合、保険者が、こ のような金融資産に対応する保険負 債の再測定にOCIを用いることが認 められるべきかどうかが議論された (これまでの議論では、保険負債の 再測定によって生じる変動額は、す べて当期純利益に反映されることと されている)。なお、IFRS第9号の

下で、公正価値の変動をOCIで認識 することができるのは、トレーディ ング以外の目的で保有される持分金 融商品のみである。

議論の結果、保険負債の再測定の 影響は、すべて当期純利益で認識す べきであり、一部をOCIで認識する ことは許容しないことが、暫定的に 合意された。IASBは、保険負債の 変動の一部をOCIで報告するという 提案について、納得のいく概念的、 実務的理由を見出せず、また、OCI の利用は、財務諸表利用者が報告さ れた金額について理解することをよ り困難にする可能性があると判断し た。さらに、OCIを用いることで、 負担となる複雑な追跡手続が必要と なり、恣意的な結果をもたらすこと にもなりかねず、利用者にとっての 透明性が欠如することになると判断 された。

IASBとFASBの合同会議

収益認識

今回は、①製品保証 (warranties) 及び製造物責任 (product liability)、 ②返還権 (rights of return) 及び③ 不確実な対価の見積り (estimates of uncertain consideration) の 3 点につ いて議論が行われた。

(1) 製品保証及び製造物責任

今回、2008年12月に公表したディ スカッション・ペーパー (顧客との 契約における収益認識に関する予備 的見解) において示していた考え方 である、すべての製品保証を独立し た履行義務としてとらえることが妥 当かどうかについて、議論が行われ

た。また、製造物責任法が履行義務 を生じさせるかどうかについても議 論が行われた。

① 製品保証

製品保証に関する議論では、製品 保証を、①顧客に製造上の欠陥のカ バーを提供する保証(製品引渡時に 存在しているが、その時点で明確で ない欠陥を保証するもの)と、②顧 客に製品が引き渡された後に生じる 欠陥をカバーする保証の2つに分け ることが提案された。そして、前者 は、独立した履行義務としてとらえ るのではなく、契約で約束した完全 に機能する製品を引き渡せない(履 行義務を果たせない)ので、収益を 認識すべきではなく、そのような可

能性を見積もって、その分の収益は 認識しないという取扱いをすべきで あり、後者のみを独立した履行義務 として認識すべきであるという考え 方が提示された。

議論の結果、次の点が暫定的に合 意された。

- (a) 欠陥のある資産(製品)を交換 することが求められる場合には、 企業は、そのような資産(製品) に対しては収益を認識しない。
- (b) 欠陥のある資産を修理すること が求められる場合には、企業は、 修理によって交換することが必要 となる構成要素に対応する部分に 対しては、収益を認識しない。
- (c) 製品保証の目的が、製品引渡後

に生じた欠陥をカバーするもので ある場合には、当該製品保証は、 独立した履行義務を生じさせるの で、これを認識する。そのため、 取引価格の一部を当該履行義務に 配分しなければならない。

② 製造物責任

製造物責任法などが、企業に対し て、製品が損傷 (harm) 又は損害 (damage) の原因となった場合には、 補償を支払うことを求めている場合 がある。このような補償を支払う義 務が履行義務に該当するかどうかが 議論された。

議論の結果、当該要求は、欠陥の ない製品を顧客に提供するという履 行義務には該当しないため、これは 履行義務ではないと、暫定的に合意 された。例えば、製品が商店で展示 されている間に損傷又は損害の原因 となった場合にも、製造物責任が生 じる場合があり、これは、顧客との 契約に基づく、欠陥のない製品の提 供義務の範囲を超えていると考えら れる。なお、企業は、その製造物責 任をIAS第37号に従って処理しなけ ればならない。

(2) 返還権

返還権付きの財の販売について、 ディスカッション・ペーパーでは、 ①履行義務アプローチ (performance obligation approach) と、②販 売不成立アプローチ(failed sale approach) という2つの考え方を提示 していた。前者の考え方では、返品 権を提供するという約束は契約にお ける履行義務(返品サービス)と考 え、取引価格の一部は、返品サービ スに配分され、当該履行義務は、返 品サービスが提供されるときに収益 として認識されるという取扱いとな る。後者の考え方では、返品権を提 供するという約束は契約における履 行義務ではなく、返品される製品に 対しては売買が成立しないと考え、 収益は、不成立にならない販売につ いてだけ認識される。このため、販 売が不成立となる取引は収益として 認識されず、返品されると見込まれ る財は、売り手において棚卸資産と して認識され続けることとなる。

上記2つの考え方に対して受領し たコメントなどの分析を踏まえて検 討が行われた結果、次の点が暫定的 に合意された(暫定合意は、上記2 つの考え方を混合したもの)。

- (a) 企業は、返品されると見込まれ る財に対して収益を認識してはな らず、その代り、顧客に対する返 金の見込額(確率加重)に対して 返金負債(refund liability)を認識 しなければならない。
- (b) その後、企業は、返金額につい ての見込みの変動に関して返金負 債を更新し、履行義務に配分され た金額に対して対応する調整を行 わなければならない。
- (c) 企業は、返金負債の決済時に顧 客から財を回収する権利に対して 資産(及び対応する販売原価の調 整)を認識しなければならない。 当該資産は、財のもともとの原価 (すなわち、棚卸資産であったと きの簿価) で当初測定される。
- (d) 約束した返品サービスは、返金 義務以外の独立した履行義務とし て認識しない。

(3) 不確実な対価の見積り

取引価格が、信用リスク及び契約 内容の変更以外の要因で不確実な場 合に関するガイダンスは、ディスカッ ション・ペーパーでは触れられてい ないため、2009年3月に議論が行わ れた。そこでは、次の点が暫定的に

合意された。

- (a) 契約開始時には、取引価格は、 企業が顧客から受領すると見込ま れる対価金額(確率加重見込額) で測定する。
- (b) 契約開始後は、取引価格の変動 を反映するように権利の測定を更 新し、その変動をすべての履行義 務に配分することを求める。もし、 取引価格の変動が、既に提供され た履行義務に対して配分された場 合には、当該変動の影響は収益と して認識し、当該変動の影響が未 履行の履行義務に関連する場合に は、当該義務の測定値を増減させ る。
- (c) 企業が信頼性をもって対価の金 額を見積もれない場合に限り、収 益認識が制限される。

この際に、どのような場合に信頼 ある見積りができるのか及び見積り の変動をどのように履行義務間に配 分するかに関しては、さらに検討す ることがスタッフに指示された。

これを受けて、今回、スタッフか ら、この問題に関する提案が示され、 議論が行われた。

なお、不確実な対価には、例えば、 原価管理に関するコンサルティング 契約によって受け取る手数料が、顧 客の原価削減のレベルに応じて決ま るもの、成功報酬ベースの法律サー ビス及びファンド・マネージャーの 手数料が、ファンドの価値の増加に スライドするもの等がある。

議論の結果、次の点が暫定的に合 意された。

(a) 企業は、起こり得る契約の結果 (すなわち、対価の金額)を識別 でき、かつ、それらの帰結の確率 を合理的に見積もれる場合にだけ、 不確実な対価の見積金額を取引価

格に含めなければならない。

- (b) 収益認識の文脈では、企業は次 の場合に限り、起こり得る契約の 帰結を識別でき、かつ、関連する 確率を合理的に見積もることがで きる。
 - 企業が、同一又は類似の種類 の契約をしたことがあり、かつ、
 - ・ その種の契約を取り巻く状況 が大幅に変わることを見込んで いない。
- (c) 公開草案では、企業が見積対価 金額を取引価格に含めるかどうか を評価するに当たって考慮すべき 要素を示すこととする。

財務諸表の表示

今回は、①一体性原則(cohesiveness principle) の適用、②財政状態 計算書における表示、③再測定の定 義と表示及び④バスケット取引と外 貨建取引損益の表示について議論が 行われた。

(1) 一体性原則の適用

2008年10月に公表されたディスカッ ション・ペーパー「財務諸表の表示 に関する予備的見解(Preliminary Views on Financial Statement Presentation)」に対して受領したコメント の検討の結果、2009年7月の会議で、 一体性及び区分の原則を「コア表示 原則 (core presentation principles)」 と改称するとともに、一体性の原則 については、必ずしも勘定科目レベ ルで適用する必要はないことを明確 にすることが合意されている。その 際に、この原則の起点を財政状態計 算書ではなく包括利益計算書とすべ きなど、多くの指摘事項があるため、 スタッフはこれらを今後検討するこ ととされていた。

これを受けて、今回、①3つの財 務諸表(財政状態計算書、包括利益 計算書及びキャッシュ・フロー計算 書) すべてに一体性の原則を適用す べきか、②財政状態計算書がそれ以 外の財務諸表の分類を決めるべきか、 ③営業 (operating) 及び財務 (financing) の両方の性格を有する項 目への一体性の原則の適用の3点に ついて議論が行われた。

議論の結果、次の点が暫定的に合 意された。

- (a) 一体性の原則は、3つの財務諸 表において、カテゴリーレベル (営業、投資、財務(財務につい ては、さらに内訳として借入れと 資本に区分されることになると思 われる)などで、事業や財務といっ たセクションより1つ下のレベル) で適用する。
- (b) 一般論として、財政状態計算書 において資産及び負債が、どのカ テゴリーに分類されているかによっ て、他の財務諸表での項目の分類 を行うことを示す。
- (c) 「事業 (business)」セクション に、新たなカテゴリーとして、 「営業活動からの財務(financing arising from operating activities) を設ける。このカテゴリーの定義 は、今後検討するものの、ここに は、年金負債(又は資産)純額及 び資産除去債務 (asset retirement obligation) などのような営業活 動に拘束されている長期負債を含 めることが想定されている。なお、 キャッシュ・フロー計算書におい ては、「営業活動及び営業活動か らの財務 (operating activities and financing arising from operating activities)」というカテゴリーの 中で、上記新カテゴリーのキャッ

シュ・フローをまとめて示すこと が求められる。

(2) 財政状態計算書における表示

財政状態計算書の表示に関するい ろいろな論点が議論され、次の点が 暫定的に合意された。

- (a) 区分財政状態計算書を用いるか、 又は資産及び負債を流動性配列に よって示す財政状態計算書を用い るかは、経営者が決定するのが最 良であるというディスカッション・ ペーパーの提案を維持する。
- (b) 区分財政状態計算書を採用する 場合には、資産及び負債を、1年 という期間に基づいて短期と長期 のサブ・カテゴリーに表示しなけ ればならないという提案を維持す
- (c) 財政状態計算書において総資産 及び総負債を表示することを要求 する。
- (d) 契約で満期が決められている資 産及び負債の短期のものについて、 その満期に関する情報を財務諸表 の注記で開示するというディスカッ ション・ペーパーでの提案を取り 下げる。
- (e) 現金残高の表示カテゴリーは、 ディスカッション・ペーパーで提 案されていた報告セグメント・レ ベルで決定するのではなく、報告 企業レベルで決定することとする。 この結果、現金は、財政状態計算 書において複数のカテゴリーでは 表示できないことになる。
- (f) 従来、現金同等物とされていた 項目は、財政状態計算書において 短期投資として表示及び分類する というディスカッション・ペーパー の提案を維持する。したがって、 IFRS及び米国会計基準から、現 金同等物という概念は削除される。

- (g) 当座借越は、財政状態計算書の 財務セクションの借入(debt)カ テゴリーに表示することとする。
- (h) 資産と負債が、同じ性質である が異なる規準で測定されている場 合には、測定ベースがさらなる財 政状態計算書上での区分に用いら れなければならない。今後、財政 状態計算書上で集約するための規 準について議論する。

IASBとFASBとで異なる結論となっ たものがある。それは、財政状態計 算書上で表示される項目(勘定科目) の最低限のものを公開草案に含める かどうかである。IASBは、IAS第1 号(財務諸表の表示)にある表示項 目(第54項に金額を表示しなければ ならない項目が列挙されている)を 拡充した最低限の表示項目を示すこ とに賛成したが、FASBは、そのよ うなものを含めることに反対した。

(3) 再測定の定義と表示

包括利益計算書上において再測定 をどのように表示するか、また、再 測定はどのように定義されるべきか が議論された。

① 再測定の目的

今後公表される公開草案において は、財務諸表において再測定の情報 を表示する目的を含めることが暫定 的に合意された。その文言について、 下記のものをベースにさらに検討す ることとされた。

再測定情報を表示する目的は、財 務諸表の利用者が持続性のない(not persistent) 包括利益の構成要素(す なわち、収益の将来の金額を示すも のでない構成要素)と、持続性のあ るものとを識別することである。再 測定は、定義により、持続性 (persistent)、事前決定性 (predetermined) 及び予測可能性 (predictable)がない。企業の稼得利益の質 を分析するに当たり、財務諸表利用 者は、持続性のない項目を、持続性 のある項目とは異なるように取り扱 う。したがって、多くの場合、再測 定に評価マルチプルとして1(又は それ以下)を割り当てる。再測定を 資産及び負債の他の変動と区分する ことにより、将来キャッシュ・フロー の金額、時期及び不確実性の評価に 当たり、有用な情報を提供する。

② 再測定の定義

再測定の定義として、次のような ものが検討され、暫定的に合意され たが、さらに文言について検討する こととされた(下線部は2009年10月 の定義からの変更箇所)。

再測定は、資産又は負債の帳簿価 額の現在価格又は現在価値(あるい は現在価格又は現在価値の見積額) への変動の影響を反映する包括利益 で認識される金額である。現在価格 又は現在価値には、公正価値、売却 費用控除後の公正価値、使用価値及 び正味実現可能価額が含まれる。

③ 再測定の包括利益計算書上での 表示

再測定を包括利益計算書上でどの ように表示するかに関して、IASB とFASBとでは、見解が一致してい ない。

FASBは、包括利益計算書を横に 2 欄を持つ様式とすることに暫定的 に合意している。2欄は、「包括利 益合計 (total comprehensive income)」 及び「再測定 (remeasurement)」と することとされている。一方、IASB は、2009年12月15日の会議で、包括 利益計算書は1欄式とし、再測定情 報は、注記で開示することに暫定的 に合意し、これを公開草案に含める こととしている。

(4) バスケット取引と外貨建取引損益

① バスケット取引

ディスカッション・ペーパーでは、 バスケット取引は、企業が1つ以上 のセクション又はカテゴリーに分類 している資産及び負債の認識又は認 識の中止となる単一の取得又は処分 取引と定義している。

今回、バスケット取引を包括利益 計算書及びキャッシュ・フロー計算 書でどのように表示するかが議論さ れた。スタッフからは、3つの代替 案が提示された。

代替案A:営業カテゴリーで表示す る。

代替案B:バスケット取引の影響の 最も主要な源泉となって いる活動を反映するカテ ゴリーで表示する。

代替案C:別個のセクションとして 表示する。

議論の結果、代替案Cを採用し、 バスケット取引を別個のセクション として表示することが、暫定的に合 意された。

② 外貨建取引損益

議論の結果、ディスカッション・ ペーパーでの提案のとおり、外貨建 取引損益(企業の財務諸表を機能通 貨に再測定することによって生じる 純損益を含む)は、当該外貨建取引 損益を生じさせた資産及び負債と同 じセクション又はカテゴリーで表示 することが、暫定的に合意された。

リース

用意されていた論点のうち、今回 議論できたのは、①借手及び貸手に よる偶発リース料 (contingent rentals) 及び②範囲の 2 つであった。 これ以外は、時間的な制約から議論

が終了せず、2010年1月5日の臨時 会議で議論することとされた。

(1) 偶発リース料

2009年3月に公表されたディスカッ ション・ペーパー「リース-予備的 見解 (Leases Preliminary Views)」 によると、偶発リース料(「変動リー ス料」とも訳されることがある)は、 次の3つの類型に分けることができ る (7.3項)。

- (a) 物価若しくは指標の変動に基づ く偶発リース(この種類のリース では、リース料相場の変動又はそ の他の指標(例えば、市場利子率 又は消費者物価指数など)の変動 に応じてリース料が修正される)
- (b) リース物件から得られる借手の 利益を基にする偶発リース(例え ば、店舗不動産のリースにおいて、 借手が当該店舗からの売上の約定 割合に基づいてリース料を支払う 契約)
- (c) 使用量に基づいた偶発リース (例えば、車両リースでは、借手 が一定の距離を超えた場合に追加 のリース料支払を求められる場合 がある)

また、ディスカッション・ペーパー では、借手の偶発リース料に関して、 次の点が提案されている。

- リース開始日において、偶発リー ス料支払義務は無条件であり、そ れゆえ、すべての偶発リース料は 当初認識時に認識されるべきであ る (7.11項)。
- ・ リース料支払義務には、確率加 重された偶発リース料の見積額を 含まなければならない(7.20項)。
- リース料支払義務は、偶発リー ス料支払見積額の変動を反映する ため、各報告日に再測定しなけれ ばならない(7.25項)。

なお、貸手の偶発リース料の会計 処理については、ディスカッション・ ペーパーでは触れられていない。

今回は、受領したコメントの分析 を踏まえて、借手における偶発リー ス料と残価保証、及び貸手における 偶発リース料の会計処理について議 論が行われた。

議論の結果、次の点が暫定的に合 意された。

- (a) 借手が認識するリース支払義務、 及び、貸手が認識するリース受取 債権には、偶発リース契約に基づ く支払金額を含むこととする。
- (b) 貸手は、偶発リース契約に基づ く金額に対する受取債権を、当該 受取債権が信頼をもって測定でき る場合に限って、認識する。この 取扱いは、収益認識における不確 実な対価の見積りの場合に適用さ れる考え方と整合的である。
- (c) リース支払義務及び受取債権は、 期待値で測定される。また、リー ス支払義務及び受取債権の測定に おいて、すべての起こり得るシナ リオを検討する必要はないことを 明示する。
- (d) 偶発リース料が、消費者物価指 数又はプライム・レートのような 指標又はレートの変化に基づいて 変動する場合には、フォーワード・ レートを用いてリース支払義務を 測定する。フォーワード・レート が入手不能な場合には、リース開 始時の指標又はレートが使用され る。
- (e) リース支払義務及び受取債権の 簿価は、新しい事実又は状況が、 リース債務に大きな変動があるこ とを示唆する場合には、各期末で 再測定を行う。
- (f) 借手は、残価保証を偶発リース

契約と同じ方法で会計処理する。 このほか、偶発リース料金額の再 測定の結果生じたリース支払義務及 び受取債権の変動をどのように会計 処理するかに関して、さらに検討す るようスタッフに対して指示が行わ

(2) 範 囲

れた。

新しいリース会計の基準から、次 の項目を除外することが暫定的に合 意された。

- ・ 無形資産のリース (概念的には 除外する根拠に乏しいが、除外の 影響が少ないこと及び米国会計基 準取扱いの整合性の観点から除外 する)
- 鉱物、石油及び天然ガスといっ た天然資源を探査又は利用するリー ス(これら自体の会計処理が多様 であり、利用権を基本とするアプ ローチを適用することが妥当では なく、また、特殊な産業の論点の 検討を行う時間的余裕がない)
- ・ 生物資産のリース (現在の検討 は、リース物件が原価測定されて いることを前提としており、生物 資産に適用される公正価値測定は リース会計になじまない)

また、事業の核とならない資産 (non-core assets) を範囲除外しな いことも暫定的に合意された。短期 リースを範囲除外するかどうかにつ いて、スタッフに検討することが指 示された。

保険会計

今回は、①保険プロジェクトと収 益認識プロジェクトとの関係、②測 定目的及び③マージンについて議論 が行われた。これらのほかにも議題 があったが、時間の都合で議論され

なかった。残った議題は、2010年1 月5日の臨時会議で議論することと された。

(1) 収益認識プロジェクトとの関係

収益認識プロジェクトにおける履 行義務の測定と保険会計における保 険負債の測定との相違について議論 が行われた。保険負債の測定では、 ビルディング・ブロック・アプロー チ (将来キャッシュ・フローの期待 値を見積もり、当該見積りを現在価 値に割り引き、さらに、リスクを引 き受ける補償としてのマージンを加 えて保険負債を測定する) が採用さ れている。一方、収益認識では、顧 客との契約で決められた取引価格を 契約に内在する履行義務に配分し、 履行義務が消滅した時点で収益を認 識することとしているが、契約が不 利 (onerous) となった場合を除き、 取引価格(履行義務)を見直すこと はない。保険契約に内在しているさ まざまな変動要因の状況を適切に反 映するためには、取引価格を用いる よりも、将来キャッシュ・フローの 期待値を見積もるビルディング・ブ ロック・アプローチの方が適切であ る点が説明され、議論が行われた (暫定合意された事項はない)。

(2) 測定目的

2009年10月のFASBとの合同会議 では、両者は、3つのビルディング・ ブロック・アプローチを採用するこ とに合意した。3つのビルディング・ ブロック・アプローチでは、①現在 の予想(確率加重)将来キャッシュ・ フローを用い、②貨幣の時間的価値 を考慮し、さらに、③明示的なマー ジン(毎期末に見直す)をも考慮し て、保険負債を測定することとして いる。

今回は、この暫定合意の内容をさ らに検討し、いくつかの細かい論点 についても議論が行われた。

議論の結果、保険負債の測定は、 次のビルディング・ブロックを用い た方法によることが、暫定的に合意 された。

- 保険者が義務を履行するにつれ て生じる、バイアスのない確率加 重平均された将来キャッシュ・フ
- ・ 貨幣の時間価値
- 将来キャッシュ・フローの金額 と時期についての不確実性の影響 に対するリスク調整、及び、
- プラスの初日の差額を除外する 金額(なお、初日の損失は、その 発生時に即時認識することが既に

暫定合意されている)

(3) マージン(リスク調整)

リスク調整は、一定の固定額でタ イミングが決定している将来キャッ シュ・フローを持つ負債が、同額の 期待値を持つが、不確実な帰結をも たらす負債よりも、より不利でない ことを示すために、負債の測定に含 められるものである。そのような情 報は、保険負債の不確実性に対する 有用な情報を提供すると考えられて いる。

今回は、ビルディング・ブロック の1つを構成するリスク調整の内容 に関する議論が行われた。

議論の結果、次の点が暫定的に合 意された。

- (a) リスク調整は、将来キャッシュ・ フローに関する保険者の観点によ る不確実性を測定しなければなら ない。リスク調整額を見積もるた めに企業が用いるさまざまな情報 源について議論されたが、この問 題をさらに検討することがスタッ フに指示された。
- (b) 保険負債の測定では、保険者に 関わる不履行リスク (non-performance risk) の変動は見直してはな らない。

第106回会議(2010年1月5日)

リース

2009年10月のFASBとの合同会議 において、原資産の購入あるいは売 却になるような契約形態を、新しい リース基準の範囲から除外すること が暫定的に合意されている。今回は、 取引が実態上、原資産の購入ないし

売却とみなされ、リース基準の範囲 から除くべきなのはどの時点なのか について議論が行われた。言い換え ると、いつ貸手は原資産の認識の中 止を行い、借り手は原資産を認識す べきかという問題である。

議論の結果、次の点が暫定的に合 意された。

(a) 原資産の支配を移転する取引は、

リース基準の範囲から除くべきで ある。ここでは、支配の移転以外 に、ほとんどすべてのリスクと経 済価値の移転(現在のリース基準 で、ファイナンス・リースに区分 するための判定に用いられている 原則と同じ) を原資産の購入ない し売却の判断規準とすべきとの意 見も検討されたが、支配の移転の

方が、資産の定義と整合的である ことから、支配の移転が採用され た。また、リース期間中、借り手 はリース物件を処分できないなど の制約を受けることがあるが、こ れは、貸し手の防御権 (protective rights) と考え、支配の移転 とは切り離して考えている。

- (b) 原資産の支配については、収益 認識プロジェクトでの支配の定義 を参照して、「報告企業が当該資 産の使用を指図し、当該資産から の便益を受領する現在の能力」と 定義すべきであると提案され、基 本的にこの方向が支持されたもの の、財及びサービスの引渡しで履 行義務から解放される収益認識プ ロジェクトで用いられている前提 だけでは、比較的長期にわたり貸 し手と借り手の間で継続的関与が 続くリース取引を十分とらえるこ とができないのではないかとの指 摘があり、スタッフがさらに検討 することとされた。
- (c) 報告企業の経営者は、原資産の 支配が移転したか、支配を得たか どうかについて決定する際には、 すべての関連する事実や状況を考 慮して、判断を下さなければなら ない。
- (d) 原資産の支配が、通常、移転し たとみなされる状況には、次のも のが含まれる。
 - 原資産の所有権がリース期間 末に借り手に自動的に移転する 契約
 - 割安購入オプションを含む契約 ただし、割安購入オプション をめぐっては、「割安」の定義 がはっきりしないなど、概念の 明確化が指摘された。また、割 安かどうかは、契約当初で判定

を行い、その判断は以後、見直 さないことが前提とされている。

(e) 上記(d)以外にも、支配の移転を 判断する際に参考となる指標をリー ス基準の中で示す。どのようなも のを指標として含めるべきかにつ いて、さらに検討することがスタッ フに指示された。検討された指標 の候補には、対象資産の予想耐用 年数全体をカバーする契約、及び 割引価格でリースを更新するオプ ションを含むために対象資産の予 想耐用年数全体をカバーする契約 などがある。

保険会計

今回は、①アンバンドリング、② 業績報告書での表示及び③組込みデ リバティブについて議論が行われた。

(1) アンバンドリング

保険契約には、保険、投資(ある いは金融) 及びサービスなどの要素 が含まれている。保険契約に含まれ る構成要素を、あたかも独立した契 約であるかのように分けて(アンバ ンドリング)会計処理すべきかどう かというのが、ここでの論点である。 例えば、保険契約に保険契約者から 預かり、将来返済すべき部分があり、 銀行の預金と同じ性格を持っている とすれば、これを保険負債から分離 して預金として表示することが適切 である。このように、保険契約に含 まれる構成要素を分離して表示すべ き規準は何かが議論された。

議論の結果、IASBは次の点に暫 定的に合意した(FASBは同意しな かった)。

(a) 保険契約の中のある構成要素と 当該契約の他の要素とに相互依存 関係がない場合には、保険者は、

当該保険契約の当該構成要素をア ンバンドリングしなければならな

(b) もし、構成要素に相互依存関係 がある場合には、アンバンドルし てはならない。

また、両者は、認識及び測定に当 たって、アンバンドリングが要求さ れない場合(つまり、構成要素が相 互依存関係にある場合)において、 保険者が、アンバンドリングを行う ことを許容すべきかどうかを議論し、 アンバンドリングを許容すべきでは ないという点が、暫定的に合意され

このほか、FASBのボードメンバー からは、アンバンドリングという会 計処理が、①保険契約の定義及び保 険会計基準の範囲、②業績報告書に おける表示モデル及び③組込みデリ バティブの分離とどのように関係す るのかに関して、さらに明確にする よう指示が行われた。

(2) 包括利益計算書での表示

受領した保険料(又はマージン) を包括利益計算書でどのように表示 するかに関連して、スタッフから次 に示す5つのモデルが示され、これ らの内容が議論された。

(a) 引受保険料 (written premium) モデル

受取保険料は受領時に収益とし て認識され(引受保険料)、同時 に、対応する保険負債の増加は費 用として認識される。

(b) 経過保険料 (earned premium) モデル

受取保険料は負債(未経過保険 料)として認識され、その後、稼 得した (earned) とみなされるに つれて収益に振り替えられる。

(c) アンバンドル (手数料) モデル



お注金 受記融けに商 Aにおける対象企業の価 つ品いの 品 し て お て時 ij の 価 ご等相に ま す 談関 値 す



合併比率·株式交換比

率の算定

・知的財産の評価・新株予約権の評価

優先株式の評価

未上場企

業の株価算定

ブランド価値の

民事再生における財産評定

株式会社財務戦略ナカチ

www.nakachi-cf.com

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-15-11 千代田西井ビル

> TEL: 03-3292-5525 FAX: 03-5259-5699

同一保険者に対する見積払戻額 を反映する保険料要素は、受取預 り金として認識される。逆にいう と、リスクに対する保障(及び、 もし、該当があれば、その他のサー ビス) の提供に対して保険契約者 に課される金額が、保険者が、当 該保障を提供することによって契 約を履行したときに、収益として 認識される。この課された金額が 事前に保険契約者から支払われる 場合は、将来のサービスに対する 前払いとして取り扱われる(未経 過保険料に類似)。

(d) 要約マージン (summarised margin) モデル

受取保険料は受取預り金として 認識される。その後、保険者がリ スクから解放されるにつれて(及 び、もし、該当があれば、その他 のサービスを提供するにつれて)、 マージン額の関連する部分は最早 必要ではなくなり、損益計算書に おいて収益として認識される。こ のマージン・モデルは、保険料の すべてを預り金として処理し、保 険金と給付金のすべてを保険契約 者への払戻しとして処理する。つ まり、これらの要素は、保険負債 の移動として処理される。

(e) 拡張マージン (expanded margin) モデル

報告期間に、解放されたマージ ンに加えて、保険損失及び費用の 一部又は全部に相当する額を収益 として報告する。このアプローチ は、「純粋」マージン・モデルで ある(d)と経過保険料モデルの(b)又 は手数料モデルの(c)の組合せとし てみることができる。

議論の結果、引受保険料モデルに 対する支持はなく、このモデルは、

今後の検討から除外されることが、 暫定的に合意された。それ以外のモ デルについては、スタッフに対して、 それぞれの内容をさらに明確にする ことが指示された。

(3) 組込みデリバティブ

ここでは、主保険契約 (an insurance host contract) に組み込まれた デリバティブの測定について議論さ れた。

スタッフからは、組込みデリバティ ブの測定に関する2つの見解が提示 され、いずれを選択するかが議論さ れた。

- (a) 公正価値で測定する(いつ分離 するかについては、現行のガイダ ンスを用いる)。
- (b) 主保険契約の測定に用いられる 測定方法と整合した測定を行う。

議論では、デリバティブには、公 正価値以外の適切な測定方法はなく、 主保険契約の測定に用いられる公正 価値以外の方法を用いて組込みデリ バティブを測定すると、測定方法の 相違を利用した操作が行われる可能 性があるといった意見や、組込みデ リバティブを公正価値で測定するた めに組込みデリバティブを分離する には恣意性が介入するおそれがある といった意見など、それぞれの見解 に対する賛否が交錯した。

議論の結果、いずれの見解にも支 持が収束せず、この問題は、継続し て議論することとされた。

J020565 教材コード 2 1 0 3 0 1 研修コード 履修単位 1 単位